

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年5月22日

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課 課長 東 雅人
	助成金事務センター室長 伊藤 美輝 助成金事務センター室長補佐 木内 賢治
	電話 03-5909-3122

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表について

東京労働局（局長 辻田 博）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	株式会社エー・ワン
	代表者氏名	代表取締役 新倉 利幸
事業所	名称	株式会社エー・ワン
	所在地	旧：東京都文京区本郷3丁目38-14 新：沖縄県那覇市前島3丁目25-2泊ポートビル (令和5年3月6日本店登記移転)
	事業の概要	美容・健康機器販売等
不正受給の概要	助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	① 52,016,799円(全部返還済み) ② 8,315,249円(全部返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和5年4月13日
	内容	① 一部の対象労働者に対して、休業していないにもかかわらず休業していたとする、及び、一部の対象労働者に対して教育訓練を実施していないにもかかわらず実施していたとする虚偽の申請を行ったもの ② 一部の対象労働者に対して、休業していないにもかかわらず、休業していたとする虚偽の申請を行ったもの